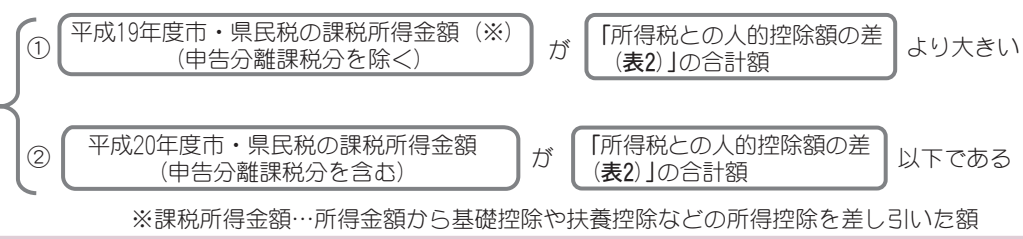


〔表1・対象となる方〕

対象は次の①と②の両方を満たす方です。



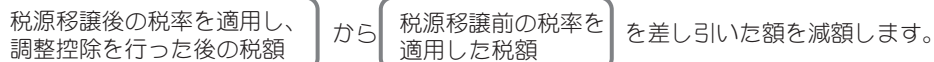
〔表2・「所得税との人的控除額の差」一覧〕

●所得税と市・県民税とでは人的控除(配偶者控除、扶養控除など)の額に差があります

所得控除	所得税	市・県民税	差額	
障害者控除	普通障害者	27万円	26万円	1万円
	特別障害者	40万円	30万円	10万円
寡婦(寡夫)控除	一般寡婦、寡夫	27万円	26万円	1万円
	特定寡婦	35万円	30万円	5万円
勤労学生控除		27万円	26万円	1万円
配偶者控除	一般配偶者	38万円	33万円	5万円
	老人配偶者	48万円	38万円	10万円
配偶者特別控除	配偶者の所得38万円超40万円未満	38万円	33万円	5万円
	配偶者の所得40万円以上45万円未満	36万円	33万円	3万円
扶養控除	普通扶養	38万円	33万円	5万円
	特定扶養	63万円	45万円	18万円
	老人扶養	48万円	38万円	10万円
	同居老親	58万円	45万円	13万円
同居特別障害者加算		35万円	23万円	12万円
基礎控除		38万円	33万円	5万円

〔表3・計算方法〕

19年度の合計課税所得金額について、



※納付済みの場合は還付します
 ※合計課税所得金額=所得控除後の課税総所得金額、課税退職所得金額および課税山林所得金額の合計(課税長期譲渡所得金額等の分離課税にかかる課税所得金額は、含まれません)
 ※19年中に亡くなった方や海外転出で20年1月1日現在国内に居住していない方は、適用されません

平成19年に所得が減り 所得税がかからなくなった方

市・県民税相当額 還付を受けられます

期間は

7月1日～31日

田舎除く

必ず 申告を!

税源移譲により、市・県民税が増える分は所得税が減るため、両方の税を合わせた負担は、基本的には変わりません。しかし、平成19年中の収入が退職などの理由で大幅に下がり、所得税がかからなくなった場合(寄附金控除などの人的控除以外の控除額の増加や、住宅ローン控除などにより所得税が課税されなくなった方を除く)、税源移譲の影響で19年度の市・県民税額だけが増え、その増加分を所得税では減額調整できないケースがあります(図1)。

このような場合、申告により、税源移譲で増額となった市・県民税相当額の還付を受けられることがあります。

対象と思われる方には、市から6月下旬に申告書を郵送します。また、申告書が届かない方でも、該当と思われる場合は、お気軽にお尋ねください。

▽対象 表1のとおり
 △計算方法 表3のとおり

▽申告期間 7月1日(日)～31日(日) ※土曜祝日除く。ただし、7月5日(土)・19日(土)の午前中は受け付けません。

▽申告先 平成19年度分の市・県民税が課税されている市区町村の税務課。

☎ 市民課(☎235・8594)。

開かれた市政を目指して

「情報公開制度」は、市が持っている各種の行政文書をみなさんの請求に応じて公開し、市政に関する情報の共有化を図り、市民参

加を促進するものです。平成19年度の情報公開制度の利用状況は、表①のとおりです。

行政文書の公開を請求する場合は、公開を求めめる行政文書を特定して、公開請求書に必要事項を記入し、文書法制課に提出してください。請求書提出日の翌日から2週間以内(延長することもありません)に公開か非公開かを決定して、請求した方にお知らせします。

また、行政文書の公開には、閲覧(無料)以外に写しの交付(白黒コピー1枚につき10円)を受ける方法

情報公開制度と個人情報保護制度

「情報公開制度」は、市が持っている各種の行政文書をみなさんの請求に応じて公開し、市政に関する情報の共有化を図り、市民参

加を促進するものです。平成19年度の情報公開制度の利用状況は、表①のとおりです。

行政文書の公開を請求する場合は、公開を求めめる行政文書を特定して、公開請求書に必要事項を記入し、文書法制課に提出してください。請求書提出日の翌日から2週間以内(延長することもありません)に公開か非公開かを決定して、請求した方にお知らせします。

また、行政文書の公開には、閲覧(無料)以外に写しの交付(白黒コピー1枚につき10円)を受ける方法

プライバシー保護のために

表① 情報公開請求状況

区分	件数
請求者数	32人
請求件数	42件

表② 行政文書の公開状況

区分	件数
公開	36
一部公開	5
非公開	1
不存	0
取下	0
合計	42

表③ 個人情報取り扱い事務の登録状況

区分	件数
取り扱い事務数	978

表④ 個人情報の請求・開示状況

区分	件数	
開示の請求	11	
処理状況	全部開示	7
	一部開示	2
	不開示	2
訂正の請求	0	

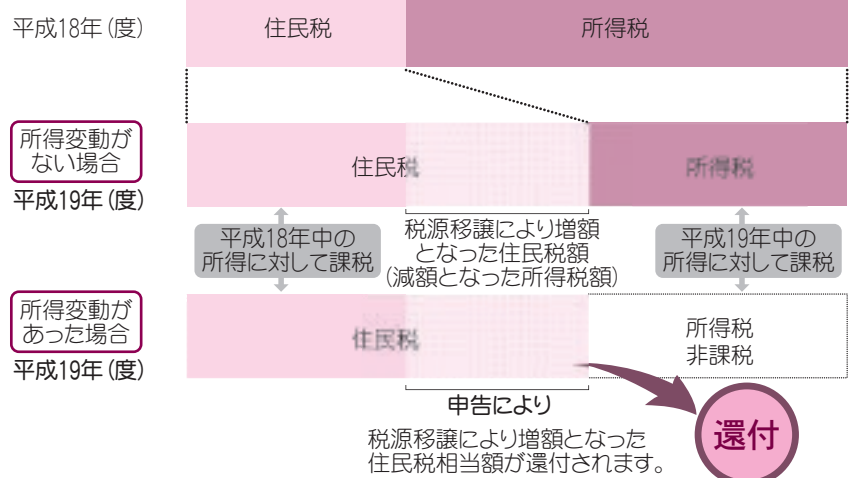
「個人情報保護制度」は、個人の権利利益の侵害を防止するため、市が保有する個人情報の適正な取り扱いに関する具体的なルールを定めたものです。自分の情

報について閲覧や写しの交付を請求したり、事実誤りがあれば訂正を求めたりできるほか、条例の規定に反して個人情報の保有や収集をしているときは、その情報の利用停止や消去などを請求することができます。

平成19年度の個人情報保護制度の運用状況は、表③のとおりです。

☎ 文書法制課(☎235・4542)。

図1



ご利用ください えびなカード

住民票など田舎も21時30分まで受け取れます



○本人確認証明書としても
 市では現在、住民基本台帳カードに、自動交付機が利用できる機能を加えたICカード、「えびなカード」を発行しています。

えびなカードをお持ちの方は、田舎を含めて21時30分まで自動交付機で住民票や印鑑登録証明書の交付を受けることができます。また、このカードは図書館の図書貸し出し券として利用できるほか、銀行や郵便局での本人確認の証明として使うこともできます。

発行手数料は500円ですが、普及を図るため、平成21年3月31日まで手数料は無料です。ぜひ、この機会に申請してください。

○対象は市に住民登録のある方
 えびなカードは、市に住民登録をしている方なら、どなたで

も申請できます。

受け付けは、平日の8時40分～16時30分です。ただし、事前に電話予約をした方は第1・3日(8時40分～12時)も受け付けます。

申請・受領はご本人でカードの交付申請・受領ができるのは、申請者本人のみです(15歳未満の方と成年被後見人の方は、法定代理人が申請してください)。

また、申請には本人確認として、写真付きの官公署発行の証明書(運転免許証やパスポートなど)、または健康保険証と年金手帳などが必要で、その他詳しくはお問い合わせください。

なお、窓口の混雑等により、申請当日にお渡しできない場合もありますので、ご了承ください。

☎ 市民課(☎235・4869)。

21年3月まで発行手数料無料